

## お役立ち情報(別紙)

### 【インボイス制度 会計処理上の注意点まとめ】

ここからはインボイス制度に関する情報です。これまでも各種特例などについてお伝えしてきましたが、結局「どのような取引が出てきた時に特例や経過措置等を意識すべきか」というのは覚えるのも一苦労ですし、すぐに思い出すのも難しいかと思います。そこで、実務上どのような取引に関して特例等に注意が必要か、該当する主なものを抜粋し一覧にしましたのでご活用ください。

取引の種類	特例等の内容	要件等
税込3万円未満の <b>鉄道の運賃</b> 税込3万円未満の <b>バスの運賃</b> 税込3万円未満の <b>船舶の運賃</b> 使用の際に回収される <b>入場券</b> 自動販売機からの商品購入で 税込3万円未満のもの 自動サービス機の利用で税込 3万円未満のもの (ATM、コイン ロッカー等) 郵便ポストに差し出された <b>郵便切手類</b> 従業員等に支給する <b>出張旅費、            宿泊費、日当等</b> ※通常必要と認められる金額のみ。	インボイスの要件を満たした 請求書等の保存がなくても、 帳簿のみの保存によって仕入 税額控除が可能	■帳簿への一定事項の記載 <ul style="list-style-type: none"> <li>・相手方の氏名または名称</li> <li>・取引年月日</li> <li>・取引内容 (軽減税率対象である場合にはその旨も記載)</li> <li>・税率の異なるごとに区分した支払対価の額</li> <li>・仕入に係るいずれかの特例に該当する旨</li> </ul> ※例) 公共交通機関特例
1回の課税仕入れに係る金額が <b>税込1万円未満の取引</b> ※1商品ごとではなく1取引ごと。 個々の商品が1万円未満でも、 取引全体で1万円以上となれば 特例の対象外となる。		■帳簿への一定事項の記載 ※少額特例の旨は記載不要。 ■基準期間における課税売上高が1億円以下又は特定期間における課税売上高が5千万円以下の事業者が対象 ■適用対象期間 令和5年10月1日～ 令和11年9月30日まで
<b>インボイスの記載事項を満たさない請求書等</b> による取引 ※取引の相手が課税事業者か免税事業者か、適格請求書発行事業者かそうでないかは問わず。	インボイスの要件を満たした 請求書等の保存がなくても、 帳簿のみの保存によって仕入 税額相当額の内80%または 50%分の控除が可能	■80%控除適用対象期間 令和5年10月1日～ 令和8年9月30日まで ■50%控除適用対象期間 令和8年10月1日～ 令和11年9月30日まで